

栃木県林業経営体に関する情報の登録・公表事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、林業経営体に関する情報の登録・公表の実施に際し、栃木県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領（平成30年2月 日改正。以下、「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録基準)

第2 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、実施要領第4第1項及び第6第3項の登録をしないものとする。

- (1) 実施要領第8の第1項第3号及び第4号により登録を取り消された日から2年間を経過しないとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないとき。
- (3) 法人でその役員のうち前号に該当するものがあるとき。
- (4) 登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があるとき。

(登録の取消)

第3 実施要領第8第1項第4項に該当する事項は次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年2月6日から施行する。